

特例水準の指定申請に向けた合同学習会

開催日	令和5年2月2日(木) 17:00～18:30
場所	長浜保健所 2F大会議室
参加者	26名 長浜赤十字病院(院長、他2名)、市立長浜病院(院長、他4名)、 長浜市立湖北病院(院長、他2名)、セフィロト病院(院長、他2名)、 滋賀県医療政策課(医療人材確保係2名、企画係2名)、 社会保険労務士2名、長浜市2名(傍聴)、滋賀県長浜保健所4名(事務局)
内容	(1)働き方改革に関する情報提供(滋賀県医療政策課より) (2)社会保険労務士との意見交換、質疑応答
意見など	(1)に関して ● 評価センターによる審査はなかなか進んでいない。 ● 一番遅いスケジュールは、6月末までに評価センターを受審し、12月末に県へ特例水準の指定申請をし、3月に予定される医療審議会および地域医療対策協議会において審議する流れ。 (2)に関して ● 勤務と自己研鑽の判断の考え方について ● A水準を超えそうな医師がいる場合の対応について ● 宿日直許可取得に向けたアドバイスについて ● それぞれの医療機関の現状と課題の共有について など

医師の働き方改革に向けた準備は万全ですか？

令和6年(2024年)4月から、医師の時間外・休日労働上限規制が適用されます。
罰則規定も設けられ、医療提供体制を縮小せざるを得ない事態も起こりえます。
まずは、以下の3つのポイントを確認してください。

年間の時間外労働時間(兼業・副業先含む)が、

960時間

を超える医師がいる

大学病院等から

医師の派遣

を受けて**宿日直**

をしてもらっている

宿日直許可

を取っていない

- ・許可書がない
- ・許可時と状況が変わっている



960時間を超える場合は、特例水準(時間外労働時間の上限が年間1,860時間)の指定申請が必要になります。



宿日直許可がない勤務は時間外労働としてカウントされ、派遣元の大学病院等での時間外勤務に通算されます。

派遣元から医師を派遣できなくなってしまう恐れがあるため、宿日直許可の取得が重要です。



上記に一つでも当てはまる場合は、

滋賀県医療勤務環境改善支援センター

へ**必ず**ご相談ください。

詳細は裏面へ

滋賀県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)では、医療機関の宿日直許可申請に関する支援を最優先課題の一つとして、

- ・宿日直勤務についての勤務形態・労働条件などの見直しの相談
 - ・労働基準監督署の行う宿日直許可・許可基準についての相談
 - ・労働基準監督署に許可を申請する際の事前調整、同席しての相談
- に対応しています。

専門の労務管理アドバイザー(社労士)を無料で派遣しますので、お気軽にご相談ください。

宿日直検討の際のポイント

※必ず、引用の資料や最近の情報も確認ください

- ☑ 通常勤務の拘束から完全に開放された後のもの
(通常勤務の継続ではない)
- ☑ 一般の宿日直業務以外は、特殊な措置を必要としない軽度
又は短時間の業務に限る
- ☑ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとれること
- ☑ 原則、宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回を限度する
- ☑ 宿日直手当は、同種の労働者の一日平均賃金の1/3以上

新基準で
拡大・例示

例外あり

※宿日直許可は、診療科、職種、時間帯などを限って得ることも可

※宿日直中に、通常と同態様の業務が稀に発生する場合には、宿日直の許可が得られる場合もある。通常と同態様の業務には、本来の賃金を支払う必要がある。

厚生労働省 R1基発0701第8号、S22発基17号より抜粋、編集

電話でも
メールでも
ご連絡いただけます

(問い合わせ先)

滋賀県医療勤務環境改善支援センター

☎520-0044

滋賀県大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館3階

TEL 077-500-3106(月～金 9時～17時)

E-mail sikkk-sc@sbk.co-site.jp

HP <http://sbk.co-site.jp/sikkk/>

ホームページもご覧ください

